

知事等の給与の特例に関する条例の制定について

1 制定の趣旨

教育長の給料月額について一定の期間減額するため、新たに条例を制定しようとするものである。

2 条例の概要

(1) 減額の内容

区 分	減額率	給料月額	
		減額前	減額後
教育長	7%	840,000 円	781,200 円
知 事	15%	1,290,000 円	1,096,500 円
副知事	10%	1,010,000 円	909,000 円
常勤監査委員	7%	610,000 円	567,300 円

(2) 減額の期間

令和 3 年 1 月 1 日から同年 3 月 31 日まで

3 施行期日等

令和 3 年 1 月 1 日から施行する。

ただし、令和 3 年 1 月の給料について特例措置を講ずる（附則第 3 項関係）。

4 参考(過去の減額率の推移)

減額の期間	減額率		減額対象
	教育長	知 事	
平成 15 年 1 月 1 日～平成 15 年 12 月 31 日	5%	10%	給料月額
平成 16 年 1 月 1 日～平成 16 年 6 月 30 日	10%	20%	給料月額
平成 16 年 7 月 1 日～平成 16 年 12 月 8 日	7%	12%	給料月額
平成 17 年 1 月 1 日～平成 20 年 12 月 8 日	5%	12%	給料月額
平成 21 年 4 月 1 日～平成 24 年 12 月 8 日	10%	20%	給料月額+期末手当
平成 25 年 1 月 1 日～平成 28 年 12 月 8 日	10%	20%	給料月額+期末手当
平成 29 年 1 月 1 日～令和 2 年 5 月 31 日	5%	10%	給料月額+期末手当
令和 2 年 6 月 1 日～令和 2 年 12 月 8 日	7%	15%	給料月額+期末手当

第二号議案

知事等の給与の特例に関する条例の制定について

知事等の給与の特例に関する条例を次のように定める。

令和二年十二月十日提出

栃木県知事 福田 富一

栃木県条例第 号

知事等の給与の特例に関する条例

(知事及び副知事の給与の特例)

第一条 知事及び副知事の給料月額は、令和三年一月一日から同年三月三十一日までの間(以下「特例期間」という。)において、知事等の給与及び旅費に関する条例(昭和二十九年栃木県条例(第二号)第二条の規定にかかわらず、知事にあつては同条第一号に定める給料月額からその百分の十五に相当する額を減じた額、副知事にあつては同条第二号に定める給料月額からその百分の十に相当する額を減じた額とする。ただし、退職手当の額の算出の基礎となる給料月額は、同条第一号及び第二号に定める額とする。

(教育長の給与の特例)

第二条 教育長の給料月額は、特例期間において、教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件及び服務に関する条例(昭和二十八年栃木県条例第二十七号)第二条の規定にかかわらず、同条に定める給料月額からその百分の七に相当する額を減じた額とする。ただし、退職手当の額の算出の基礎となる給料月額は、同条に定める額とする。

(常勤の監査委員の給与の特例)

第三条 常勤の監査委員の給料の月額は、特例期間において、栃木県監査委員等の給与及び旅費等に関する条例(昭和三十一年栃木県条例第二十六号)第四条第一号の規定にかかわらず、同号に定める給料の月額からその百分の七に相当する額を減じた額とする。ただし、退職手当の額の算出の基礎となる給料の月額は、同号に定める額とする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和三年一月一日から施行する。

(知事等の給与の特例に関する条例の廃止)

2 知事等の給与の特例に関する条例(平成二十八年栃木県条例第六十三号。次項において「旧条例」という。)は、廃止する。

(知事等の令和三年一月の給料月額の特例)

3 特例期間の初日の前日から引き続き知事及び副知事、教育長並びに常勤の監査委員である者に係る令和三年一月の給料月額は、退職手当の額の算出の基礎となる場合を除き、それぞれ、第一条から第三条までの規定により算定される額から、第一号に掲げるそれぞれの額から第二号に掲げるそれぞれの額を減じた額に相当する額を減じた額とする。

一 知事及び副知事、教育長並びに常勤の監査委員について、それぞれ、旧条例の規定を適用した場合に算定される令和二年十二月に支給されるべき給料月額に相当する額

二 知事及び副知事、教育長並びに常勤の監査委員について、それぞれ、第一条から第三条までの規定を適用した場合に算定される令和三年一月に支給されるべき給料月額(旧条例第一条に規定する特例期間の末日の翌日から令和二年十二月三十一日までの間に新たにこれらの職に就いた者にあつては、当該額にこれらの職に就いた日から同月三十一日までの日(日曜日を除く。)の数を二十七で除して得た数を乗じて得た額)に相当する額